

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(1)	(1)	(5)	(2)	(5)	(1)	(1)	(2)	(1)	(5)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
66%	86%	80%	93%	60%	35%	96%	90%	40%	93%

1 幸福追求権

正解 (1)

- (1) 誤り。 憲法 13 条後段は、個人の人格的生存に不可欠な権利、自由を包摂する包括的権利として、その具体的権利性が承認されている。
- (2) 正しい。 最判昭 56・4・14。
- (3) 正しい。 最大判昭 44・12・24。
- (4) 正しい。 判例は、パーマの禁止は高校生にふさわしい髪型を維持し、非行を防止するためであり、社会通念上不合理であるとはいえないとした（最判平 8・7・18）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

2 国会の権能

正解 (1)

- (1) 誤り。 憲法 59 条 1 項は、両議院での可決による成立という原則に対して、例外を認めている。その例外として、憲法上、①憲法 59 条 2 項の規定に基づく衆議院の再議決、②憲法 54 条に基づく参議院の緊急集会、③95 条の地方自治特別法の住民投票が規定される。
- (2) 正しい。 憲法 60 条 1 項。
- (3) 正しい。 憲法 60 条 2 項。
- (4) 正しい。 憲法 61 条参照。
- (5) 正しい。 憲法 64 条 1 項。

3 国家公安委員会

正解 (5)

- (1) 正しい。 警察法 4 条 1 項。
- (2) 正しい。 警察法 4 条 2 項。
- (3) 正しい。 警察法 6 条 3 項。
- (4) 正しい。 警察法 11 条 2 項。国家公安委員会の委員長には、表決権は認められていない。もっとも、可否同数の場合には、裁決権が認められている。

- (5) 誤り。 警察法 6 条 1 項。国家公安委員会の委員長は、国務大臣をもって充てられる。なお、都道府県公安委員会の委員長は、委員の中から選ばれる。

4 国家賠償法 正解 (2)

- (1) 正しい。 国家賠償法 1 条 1 項。  
(2) 誤り。 国家賠償法 1 条 2 項。公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。  
(3) 正しい。 国家賠償法 2 条 1 項。  
(4) 正しい。 最判昭 45・8・20。  
(5) 正しい。 国家賠償法 6 条。外国人が被害者である場合には、相互の保障があるときに限り、国家賠償法は適用される (相互保証主義)。

5 実行の着手 正解 (5)

- (1) 正しい。 最判昭 23・4・17。  
(2) 正しい。 最決昭 29・5・6。  
(3) 正しい。 横浜地判昭 58・7・20。  
(4) 正しい。 最決昭 45・7・28。  
(5) 誤り。 横領罪は、不法領得の意思が外部に発現した時点で、実行の着手が認められ、既遂に達する。例えば、動産の売却においては、売却の意思表示により既遂に達し、相手方の買受けの意思表示は不要である。

6 信用および業務に対する罪 正解 (1)

- (1) 誤り。 判例は、「人の支払能力又は支払意思に対する社会的な信頼」に限定されるべきものではなく、「販売される商品の品質に対する社会的な信頼」も含むとしている (最判平 15・3・11)。  
(2) 正しい。 枝文のとおり。  
(3) 正しい。 最決昭 62・3・12。  
(4) 正しい。 枝文のとおり。業務妨害罪は、現実に業務を妨害されたことを必要としないで成立する、いわゆる危険犯とされている。  
(5) 正しい。 最決平 4・11・27。

7 身体に対する罪 正解 (1)

- (1) 誤り。 暴行罪にいう「暴行」とは、他人の身体に対する物理力の行使をい、身体的接触は不要とされている。たとえば、被害者の行動をやめさせるため、脅かす目的で、室内で日本刀を振り回す行為は、「暴行」に当たる (最決昭 39・1・28)。

- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 最決平 17・3・29。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 最判昭 26・9・20。

8 検察官、被疑者・被告人、弁護人 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 公訴提起前において、捜査対象となっている者は被疑者という。なお、被告人とは、公訴を提起された者のことをいう。
- (3) 正しい。 刑訴法 30 条 1 項。
- (4) 正しい。 最大判昭 32・2・20。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

9 証 拠 正解 (1)

- (1) 誤り。 判例は、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときには、前科証拠を証拠とすることが許されるとしている（最判平 24・9・7）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 41・7・1）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 42・12・21）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 最判昭 53・9・7。判例は、排除の基準として、枝文のとおり、①違法の重大性と②排除の相当性を掲げた。

10 公判前整理手続 正解 (5)

- (1) 正しい。 刑訴法 316 条の 4 第 1 項。
- (2) 正しい。 刑訴法 316 条の 9 第 1 項、2 項。
- (3) 正しい。 刑訴法 316 条の 9 第 3 項。
- (4) 正しい。 裁判員法 49 条。
- (5) 誤り。 少年事件であっても、家庭裁判所から検察官に送致のうえ（少年法 20 条 1 項）、公判請求された場合には、公判前整理手続きの対象となりうる。